

# きょうどう

2021年8月15日号

NO. 35

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「ひまわり」写真提供〓金光磨佐也様

## 『二度目の成人』のとき

今年もコロナ感染症禍の下での夏となりました。皆様方には、経営面・生活面に様々に制約を強いられ、大変なご苦労と拝察いたします。

さて、一九四一（昭和十六）年生れの私にとつて今年には、『二度目の成人』の年になります。人間には六〇歳（数えて六一歳）を「還暦」と称して人生のターニングポイントとされています。そこから二十年経った八十歳で「成人」に達したので、「二度目の成人」という次第です。最初の「成人」のときは、まさに人生これから！ 文字通り前途洋々のときでした。では「二度目」ではどうでしょうか？ 既に「後期高齢者」となり、折角「二度目の成人」を迎えることができたのですから、これから大事にして生きて行きたいものです。

もう一つ「二度目」があります。「東京オリンピック」です。こちらは一九六四（昭和三九）年以来五七年ぶりです。最初の「成人」直後のオリンピックは、戦後日本の復興を世界に示す国挙げてのデモンストレーションでした。今回は「新型コロナウイルス感染症」のパンデミックのもとしむし開催が一年延期され、年が変わっても「感染が収束」どころか、東京では四度目の「緊急事態宣言」下での開催強行となりました。開催に賛否両論様々ある中、命の安全・安心が問われる状況となっており、オリンピック開催の意義・目的が疑問視され、商業主義の実態がさらけ出されてもいます。二度目の東京オリンピックが試金石となつて、真に平和と友好の祭典として再興することを希いたいものです。

さらに今年には21世紀の21年目になります。世界の政治・経済・文化等様々な局面で大きな動きと変化が起きています。わが国ではコロナ禍に的確な対応ができない政府に怒りと失望が募っています。総選挙が近づいています。「変革」への「成人〓おとな」の意志を示したいものです。

社員・税理士 荒尾寿味雄



# 【顧問先訪問】

法人名：有限会社熊本植物研究所

所在地：熊本市北区鷹羽田町 3-8-30

代表者：佐藤 千芳

設立年：平成 15 年

熊本県 希少野生動植物検討委員、調査員（平成 2 年度より）

国交省 流水ダム環境保全対策検討委員（川辺川）

白川、菊池川、緑川 河川アドバイザー等



今回は有限会社熊本植物研究所さんをお訪ねしました。代表取締役で熊本県の希少野生動植物調査や国土交通省の河川アドバイザー等を務められる佐藤千芳さんにお話を伺います。

Q：佐藤さんの経歴をお聞かせください。

A：昭和 28 年南小国町の出身です。昭和 51 年熊本大学理学部生物学科を卒業、同年 4 月に熊本学園大学付属校に教諭として赴任、平成 13 年 3 月、48 歳の時に同校を退職後、佐賀県の「檜原湿原」（かしばるしつげん）自然再生事業に設立準備段階から中心メンバーとして参加しました。大幅な予算削減のなか佐賀県単独の事業となり業務委託を受ける形で平成 15 年に有限会社熊本植物研究所を設立しました。

Q：業務の内容をお聞かせください。

A：「九州の宝」、「九州の尾瀬」と言われる檜原湿原は海拔 591m、唐津市七山の山間地に位置します。優れた自然環境を有し、九州有数の湿原動植物の宝庫として「佐賀県自然環境保全地域」に指定、保護されています。当社の業務はこの檜原湿原の保全管理、モニタリング調査、事業計画の策定等を行っています。



〈檜原湿原調査風景〉

Q：業務でのエピソードをお聞かせください。

A：湿原の保全には地元の方々の関わりや協力が不可欠ですが、今は地元の人達からも受け入れてもらい、農家の方からは水田雑草の駆除法、農作物の管理、地域の方からは毒草の見分け方まで何でも聞いてこられます。地元の皆さんとは湿原の野焼きや木道設置等（これらは地元集落がおこないます）様々な場面を通して信頼の関係が築けてきており、このことが湿原保全事業がうまく機能している大きな要素になっています。また「檜原湿原を守る会」というボランティアグループがありますが、彼らと佐賀県との「橋渡し役」も私の重要な役割の一つと認識しております。湿原には年間 1 万人程の来訪者がありますが、この方々への湿原の説明も日常的におこなっています。保全するには知ってもらうことが第一ですから。ただ、今はコロナ感染対策から「目をあわさない」（笑）様にして離れて作業しています。（夏の人気植物：サギソウ）



Q：今後の計画、展望をお聞かせください。

A：檜原湿原の保全、利活用を推進する体制、システムの充実が急務です。理論武装（再生計画）は、出来ているのですが「人材」がいない。檜原湿原は「二次的自然」であり、今後も継続的な人為的管理が必要です。それには湿原の自然環境を把握・分析し「いつ、どこを」といったメンテナンスの方針が重要となりますが、これらの専門性を身に付けるには時間がかかるし、限られた予算のなかボランティアを含めた「集団をまとめるリーダー」がなかなか、見つかりません。よく周りからは「佐藤の後」が重要だと言われます。誰かいい人いませんか？

編集後記：佐藤さんは週に 2、3 回、現地に行かれます。拠点となる建物は？と聞くと「テントが 2 つ」。大学時代に知り合われた奥様も同行し昼食は 15 分そこそこの広大な湿地の「草刈り」（笑）をされるそうです。シラサギのような華麗な花びらの「サギソウ」が今最高の時期で、是非見に来てほしいとの事。紙面の関係で詳しく書けませんが、「オタク」の高校生の訪問や採取不可の植物を採った犯人は「猪」だった一など「何も面白い話はありませんよ」と謙遜されましたが、大変楽しい「トーク」を聞かせて頂きました。



# インボイス制度導入の激震！

～2021年（令和3年）10月1日から適格請求書発行業者の登録申請が始まります～

2023年10月1日から適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入されます。インボイス制度は、多くの問題があり、ほとんどの事業者に影響を与えるものと考えられます。今回は、このインボイスの制度の概要と問題点を見ていきます。

## 1. インボイス制度とは

### (1) 制度の概要

インボイス制度とは、正式には適格請求書等保存方式といい、税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となる制度です。

【現行の制度】 消費税は、課税売上に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除して納税額を計算します。この課税仕入等に係る消費税額を控除することを仕入税額控除といい、今までは取引を帳簿に記載し、現在一般的に使用されている請求書等を保存することが要件となっています。

【インボイス導入後】 基本的な消費税の計算方法は変わりませんが、その取引を帳簿に記載することとあわせて、適格請求書（インボイス）等が無いと、その取引について仕入税額控除をすることができないようになります。

売手側は、適格請求書（インボイス）を交付する義務と交付した適格請求書の写しの保存が義務

買手側は、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等（インボイス）の保存が仕入税額控除の要件

※ 経過措置として免税事業者や消費者などからの仕入税額相当額については、2023年10月1日から2026年9月30日までは仕入税額相当額の80%、2026年10月1日から2029年9月30日までは仕入税額相当額の50%を控除できる措置が設けられています。

### (2) 適格請求書（インボイス）とは？

適格請求書（インボイス）とは、次の6項目を記載した請求書や納品書などのことです。

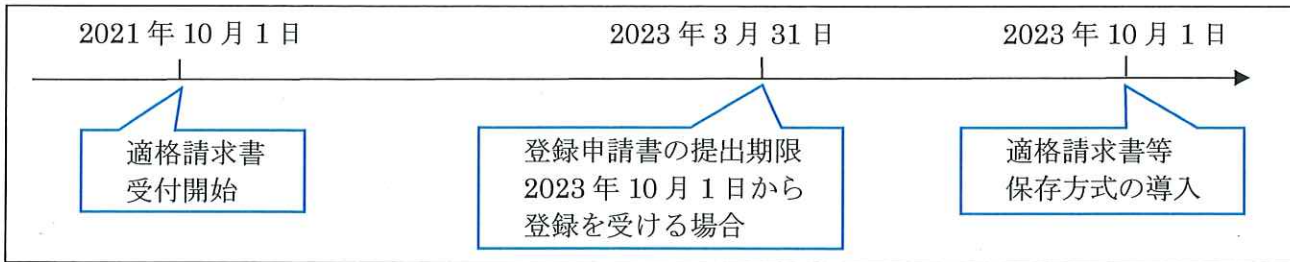
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

⑥ 請求書	
② XX年11月分	
11/1	牛肉 ※ 5,400円
11/2	小麦粉 ※ 2,160円
⋮	⋮
11/30	ビール 6,600円
※ 軽減税率対象 ③	
合計 87,200円	
うち消費税 7,200円	
(10%対象 40,000円)	消費税 4,000円
(8%対象 40,000円) ⑤	消費税 3,200円
④	① △△(株)
登録番号 T1234567890123	

### (3) インボイス導入のスケジュール

登録申請書は、今年の10月1日から提出受付がはじまります。

適格請求書等保存方式が導入される2023年（令和5年）10月1日から登録を受けるためには、原則として2023年（令和5年）3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。



### (4) 罰則も

適格請求書発行事業者でない者が、適格請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を発行した場合は、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となっています。

ようするに二重インボイスを発行すると罰せられることとなります！

## 2. インボイス制度がはじまれば

#### ○ 「適格請求書発行事業者」への登録の強要

例えば、元請けの事業者は、下請け事業者が適格請求書発行事業者でなければ仕入税額控除ができないので、下請け事業者に対して登録を強要することが考えられます。適格請求書発行事業者になるには、課税事業者である必要があるため、今まで免税業者であった下請け事業者は、泣く泣く適格請求書発行事業者となり、課税事業者とならざるを得ません。

#### ○ 登録をしない者は取引から除外されるか値引の強要

課税事業者になることを拒否し登録をしない免税の下請け事業者は、次第に取引から除外されるか、値引きの強要が行われ、事業を続けることが困難になるおそれすらあります。

#### ○ 免税業者である外注先等を多く抱える親会社は、下請け先等に登録をお願い

元請けの親会社も、下請け先が登録事業者かどうかの確認が必要となり、免税事業者には登録をお願いしなければ、消費税の税負担が増加し経営を圧迫することになります。

#### ○ 事務負担も大変

2023年10月1日からは、買手側は取引先が発行する書類が、適格請求書発行事業者の発行する適格請求書（インボイス）か、そうでない書類なのか逐一確認をしなければならず、事務負担は相当増えることとなります。

また、今まで免税事業者で消費税の計算や申告の必要のなかった事業者も、登録事業者になれば消費税の申告のため直ちに消費税の事務負担が増えることとなります。

## 3. インボイス制度導入のねらい

#### ○ 免税事業者を課税事業者へ取込み

事業者免税点制度は、零細事業者の事務処理能力や徴税コストの面の考慮から、すべての事業者を納税義務者とするのは適当ではないとの趣旨から設けられています。こうした免税事業者を市場での商取引を通じて課税事業者へと誘導することがインボイス制度導入の最大の目的であると思われます。そして、インボイス制度が導入された後には、更なる消費税の税率アップへ動くことが予想されます。

(次ページ「4. インボイス制度は廃止を！」へ)



#### 4.インボイス制度は廃止を！

インボイス制度が導入され大きな影響を受けるとされる業種は、建設建築関係、シルバー人材センターで働く方々、個人タクシー、不動産賃貸業や農業所得者など多岐にわたるとも思われます。様々な事業者団体も、インボイス制度の弊害に気づき導入反対の動きを強めているようですが、まだ大きな世論の動きとはなっていません。

ただでさえ現在のコロナ禍で多くの事業者が苦しんでいるときに、着々と導入に向け動いているインボイス制度に対し、反対の声を上げるときではないでしょうか。

## 大企業・富裕層の課税強化へ

### ～～ 変化する世界の税情勢 ～～

税制をめぐる世界の情勢がいま大きな変化を見せています。それは次の2つの動きです。

- 1 法人税率引き下げの国際競争に歯止めをかけ、国際協調で税率を引き上げる。
- 2 コロナ危機に対応するための国の財源として、大企業や富裕層に応分の負担を求める。

#### ★法人税率最低 15%—引き下げ競争に歯止め

日米欧と中国など20か国・地域(G20)の財務相・中央銀行総裁会議は7月10日、「新たな国際課税ルール」で「歴史的な合意」を成し遂げました。新ルールの柱は、①法人税の引き下げ競争に歯止めをかける15%以上の最低税率の導入と、②多国籍企業の税逃れを防ぐデジタル課税の導入—です。

世界各国はこれまで数十年にわたって、自国に投資を呼び込むために税率の引き下げを競ってきました。経済協力開発機構(OECD)諸国平均で、1981年に48%だった法人税率は、その後下がり続けて2020年には23.3%になっています。米バイデン政権の「新税制プラン」は、「トランプ政権による2017年の企業減税は経済成長をもたらさず、減税が成長を呼ぶという考えを真っ向否定」し、「減税で過剰になった現金はさらに低税率のタックスヘイブンに移転され、国内の投資を呼び起こさなかった」と言います。数十年にわたる企業減税の結果、米国の法人税収は税収総額の10%以下に下落し、一方労働に対する課税は増え続け、その税収は総税収の80%を超えています。このまま引き下げ競争が続けば、破局的な「底辺への競争」を招き、法人税収はなくなってしまうかねません。

この流れを変えるためには、世界的な最低税率を設定することが不可欠として取り組まれていましたが、バイデン政権に代わったアメリカが柔軟な姿勢に方向転換して、合意に至ったものです。ただ、各国には利害の対立もあり、合意していない国・地域もあり、今年10月の最終合意、2023年の導入を目指すとしています。

#### ★不公平を正し、応能負担を

コロナ対策・社会保障の財源は、利益を上げている大企業や富裕層からの税金で賄い、多国籍企業の税逃れは許さないという流れが世界的潮流になっています。

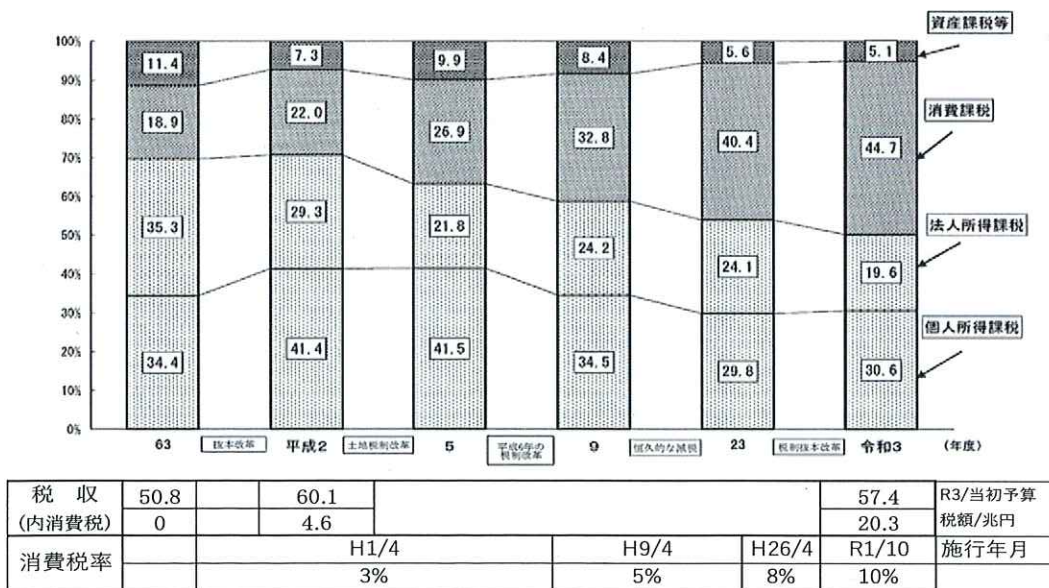
大企業・富裕層への行き過ぎた減税が、貧富の差を広げ、社会保障や医療の財源を損なったことでパンデミックに弱い社会になっていたとの批判、反省が各国政府や国際機関を動かしています。昨年の米大統領選挙では、富裕層への課税強化を求める市民の主張が影響力を発揮しました。世界の富豪 90 人が「私たちに課税せよ」と呼びかけたことも国際的に共感を呼びました。英国政府は、「利益を上げた大企業に貢献してもらおう」ためとして、現行 19%の大企業の法人税率を 50 年ぶりに 25%に引き上げ増税することを決めました(23/4 施行)。宿泊・飲食業を対象にした付加価値税（消費税）の減税は延長します。バイデン政権の「米国家族計画」では、子育て・教育支援の財源に富裕層増税～①連邦個人所得税の最高税率を 37%から 39.6%に引き上げる②年収 100 万ドル(約 1.1 億円)超の富裕層の株式譲渡益の税率を 20%から 39.6%に引き上げる～を当て、10 年間で 160 兆円を調達する計画です。

★「消費税 5%」を緊急に～世界 61 カ国・地域が減税

日本の税制は、所得の低い人ほど負担が大きい消費税への依存を深めています。消費税が導入された 1989 年 4 月 1 日からの 32 年間は、国民の負担を増やし、大企業・富裕層を優遇する格差拡大の歩みでした。消費税率は当初の 3%から 10%へ引き上げられる一方、国・地方合わせた法人税率は、89 (H1) 年度の 51%から 20 年度には 29.74%まで引き下げられました。所得税の最高税率も引き下げられています。消費税の税収は、導入以来 21 年度(予算)までの累計で 447 兆円に上ります。その間 89 年度以後法人税収は 326 兆円、所得税・住民税は 287 兆円減収となりました(いずれも累計額)。消費税の税収が法人税と所得税住民税の減収の穴埋めに消えたことが歴然です。消費税が社会保障の財源—と張りするのは国民を欺くものです。

消費税率を緊急に 5%に引き下げるとは、コロナ危機で最も苦しんでいる低所得者への効果的な支援です。消費税（付加価値税）減税で国民支援を実施している国・地域が世界で 61 に上っています(2021.7.14 現在)。同時に大企業や富裕層への優遇税制を見直し、応分の負担を求めることは、税によって所得を再配分し、経済の持続可能な成長を図る上で不可欠な仕組みです。消費税減税の財源としても有益であり十分な財源が求められます。(しんぶん赤旗の記事をもとに編集/荒尾寿味雄)

所得・消費・資産等の税収構成比の推移 (国税)





## どうにか持ちこたえたが …

### 貧困化進行！？ 消費税減少

年初からの新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大に伴う自粛や様々な規制が、地場の事業へ様々な影響を及ぼす1年でした。緊急事態宣言によって、営業時間の短縮や一時的な休業を余儀なくされ、その後の営業再開の目途が立たなくなったり、あるいはこれを機に廃業の選択に至った状況も現れました。総体的には、所得税においては、事業収入(売上高)は前年比で11ポイント余上昇、事業所得はほぼ前年並みを維持、納税額も6ポイントほどの増加となっています。売上高の上昇に比べて事業所得の伸びは低調で、収益率の低下による所得の減少を「持続化給付金」等が下支えしたことが伺われます。一方消費税は、課税標準(課税売上高)で10ポイント、税額で6ポイント前年比で減少しました。昨年(令和1年)10月から10%への税率UPによる増税効果は現れず、むしろ課税売上の落ち込み、税収減を招いています。

#### ④ 【所得税・消費税申告状況の前年対比】

(R2/R1 %)

【一人当たり納税額】(円)

事業区分	申告所得税 (%)				消費税 (%)			所得税	R2年分	R1年分	
	件数	事業収入	事業所得	税額	件数	課税標準	税額				
①卸小売業	26	93	127	98	14	66	100	青	156,200	161,000	
②建設・農林・製造業	187	119	106	112	95	93	90	白	329,400	289,700	
③飲食・サービス業	107	89	93	91	24	84	99	平均	227,000	213,600	
④不動産業	98	96	97	103	3	83	98	(100円未満切り捨て)			
合計	418	111	102	106	136	90	92	消費	R2年分	R1年分	
青白別	青色申告者	247	115	101	97	111	87	91	青	630,000	692,600
	白色申告者	171	95	107	114	25	104	99	白	594,800	599,500
								平均	623,700	675,500	

(100円未満切り捨て)

#### 【所得税】

地場の主要事業者である「②建設・農林・製造業」のうち「建設・農林業」が堅調で、業況を引っ張っている。①卸・小売業は好・不調の開差が大きい。③飲食・サービス業は苦戦で厳しい。④不動産業は、小規模な白色申告者が苦しい。一人当たり納税額は毎年漸減して今年が最少となっています。(表④)

#### 【消費税】

「不況に強い安定財源」の消費税が、昨年に続き減少しています。今年は10%税率が丸1年適用されて、本来なら自然増収となるべきところでしたが、“あにはからんや”の結果となっています。課税標準のマイナスは売上の落ち込み、つまるところ消費の減退＝景気悪化を示しています。税収減は売上減少で必然ですが、飲食料品の「軽減税率」適用という複数税率の逆効果＝消費の減退は総体的に飲食料品の消費比率を高め、「軽減税率」適用によって税収増にはつながらなかったといえます。国民生活

面から見た場合、エンゲル係数が上昇し、貧困化を示しているとも言えます。消費税も、一人当たり納税額は毎年漸減して今年が最少となっています。(表⑤)

#### ⑤ 【一人当たり納税額の推移】

(金額=円/総平均額)

申告年分	平成30年		令和1年		令和2年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
所得税	417	293,600	432	271,500	418	227,000
消費税	133	752,200	137	687,200	136	623,700



## 新入社員からご挨拶

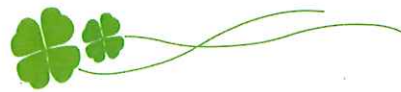
初めまして 6月より正社員として採用されました織田陽子と申します。

熊本電波高専を卒業後、前職では建設業の経理業務に20年間携わってまいりました。税理士補助業は初めてで至らないこともあるかと存じますが、今まで身に付けてきた知識を活かしつつ、一日も早くお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

新しいスタートをこの会社で迎えられることを大変うれしく思っております。コロナ時代を見据え、人々の暮らし方やサービスの利用における変化を見極めることが求められる中、先輩方のように、お客様 の声にしっかりと耳を傾け、気持ちに寄り添った仕事が出来るとなりたいと思っております。



名前：織田 陽子



共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

### ◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

### ◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

## 税務スケジュール

8月31日(火)

- \* 6月決算法人の確定申告期限
- \* 個人事業者 3年分の消費税・地方消費税の中間申告期限

9月30日(木)

- \* 7月決算法人の確定申告期限
- 11月 1日(月)

\* 8月決算法人の確定申告期限  
11月15日(水)

- \* 所得税の予定納税額の減額申請期限

11月30日(火)

- \* 9月決算法人の確定申告期限
- \* 所得税の予定納税額の納付期限(第2期分)

## ※ 無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、9月10日(金)・10月8日(金)11月10日(水)・12月10日(金)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

\*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

## 【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理  
〒861-1305 菊池市北宮 317-15  
TEL 0968(25)1036  
FAX 0968(24)5266  
URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。